

我孫子市公式 X（旧 Twitter）運用ガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、我孫子市が公式 X(旧 Twitter) アカウントを取得し、X(旧 Twitter) を通じて情報提供等を行うための基本的なルールを定めるものである。

2. 本市公式アカウントの位置付けと運営方法

(1) アカウント運営者

本市の公式アカウントを設置し、アカウントの管理は秘書広報課広報室が行う。

(2) アイコン、プロフィールなど

アイコンには、我孫子市章を使用する。

プロフィールは、以下のとおりとする。

公式アカウント：我孫子市役所

ユーザー名：Abiko_city

場所：千葉県我孫子市

Website：<https://www.city.abiko.chiba.jp/>

自己紹介：我孫子市公式アカウントです。我孫子市役所からのお知らせをつぶやきます。

よろしく申し上げます。 ※X（旧 Twitter）での市への正式な問い合わせはお受けすることが出来ませんのでご了承ください。

(3) 投稿について

①情報の種類

- ・災害時の緊急情報
- ・市のイベントや交通規制等の情報
- ・その他、市のPRや市民の利便性向上に繋がる情報

②投稿方法

X（旧 Twitter）への投稿は広報室が一括して行う。担当課は、投稿したい内容について各所属長の決裁を受け、広報室へ提出する。

③返信について

軽微な内容や質問について担当課が返信を適当と判断した場合は、広報室へ返信文面

を送付し、返信を行う。市政についての正式な問い合わせについては、「市政へのメール」の利用または担当課への連絡を促す。

④フォローについて

原則として、我孫子市関連公式アカウントを除く個人や他自治体等のフォローは行わない。ただし、国や県、地方公共団体など公共性の高い機関のアカウントについては、必要に応じてフォローすることがある。

⑤ハッシュタグについて

大阪市住吉区我孫子との混同をさける意味で、**#abiko_city** を使用することとする。

⑥その他留意事項

我孫子市職員のソーシャルメディア利用に関するガイドラインの「3 情報発信にあたっての基本原則」によることとする。

(4) その他

このガイドラインに定めるもののほか、業務としての X (旧 Twitter) 利用に関し必要な事項は秘書広報課広報室長が定めるものとする。

3. その他の本市関連公式アカウント

公式アカウント以外に、担当課が独自にアカウントを取得する際には所属長の決裁を受け、投稿に当たっては本運用ガイドラインに準ずるものとする。